

災害時における応急措置に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と佐久市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑に実施するため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、佐久市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第188号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間

(2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数

(3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成21年10月22日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年10月22日

佐久市中込3056番地

甲
佐久市
佐久市長

柳田靖二 

佐久市野沢325番地2

乙
佐久市建設業協会
会長

木下修 